

令和4年度第1回泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
議事録

日時：令和4年9月16日（金）15：00～16：30

場所：泉佐野市役所5階第1会議室

出席委員 委員 新田 輝彦、委員 藤里 晃、委員 立山 眞吉（副会長）
委員 萬田 清、委員 松岡 史子、委員 中村 初美、委員 喜友名 綾
委員 西願 幸雄、委員 宇都宮 明貴子、委員 野口 新一
委員 中西 常泰、委員 中藤 辰洋（会長）、委員 山中 辰也
委員 上仁 裕美子
欠席委員 委員 北野 義徳、委員 東谷 寛治、委員 東谷 寛
市出席者 千代松 大耕 市長
島田 純一 人権推進担当理事、川崎 弘二 人権推進課長
奥野 秀樹 人権推進課主幹

1. 開会

2. 市長挨拶

千代松 大耕 市長

部落差別撤廃人権擁護審議会委員の皆様におかれましては、本日はご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素より人権行政の推進をはじめ、市政の各般にわたり、ご理解とご協力を賜ってまいりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本市では、1993年9月に市民の皆様による条例制定をめざす草の根運動をはじめ、多くの市議会議員の方々のご賛同により「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を全国の自治体に先駆けて制定いたしました。その後、あらゆる人権問題を重要な行政課題として位置付け、2004年に策定しました「泉佐野市人権行政基本方針」等に基づき、差別解消、人権尊重の社会づくりに向けた取組を進めております。

しかしながら、ここ数年を振り返ってみましても、差別を助長・拡大するような落書きやインターネットへの書き込み、同和地区に関する問い合わせ等は解消されていない状況にあります。

最近では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、いわゆる「コロナ差別」というような新たな人権問題が発生しており、更にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻により多くの市民や兵士が傷つき命を奪われ、戦争による人権侵害が起こっております。

2016年度に施行された、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消推進法、そして部落差別解消推進法の人権三法では、差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう定められています。

昨年度の本審議会におきましては、「泉佐野市民の人権に関する意識調査」実施にかかるご審議をはじめ、貴重なご意見を頂戴してまいりました。本日は、この後、本市の人権行政を推

進していく上で根幹となります2つの重要事項について諮問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今後も具体的な施策をより効果的に推進し、差別のない明るい国際都市、泉佐野市の実現をめざして取り組んでまいり所存でございますので、今後とも皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

(名簿順に委員紹介。)

4. 諮問

(千代松市長から中藤会長へ諮問)

千代松 大耕 市長

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正について、諮問させていただきます。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

本市では、平成5年9月に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を全国の自治体に先駆けて制定し、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別等、あらゆる差別をなくすため、これまで市民の皆様と共に「人権の草の根運動」を取り組んできました。また、この間、部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が相次いで制定され人権尊重の機運が益々高まっています。

しかしながら、令和3年度に実施しました「泉佐野市民の人権に関する意識調査結果」によると、今なお部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等の様々な人権問題が存在しています。さらに、新型コロナウイルス感染症による人権問題、インターネット上での人権侵害、長時間労働・過労死等働き方や労働環境にかかわる人権問題、LGBTQ等性的少数者が直面する困難等の新たな人権課題も顕在化しています。

また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は今も「終わり」が見えず、毎日、多くの市民や兵士が傷つき命を奪われ、戦争による人権侵害が起こっています。

このような状況のなか「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の改正について貴審議会の意見を求めます。

続いて、「泉佐野市人権教育推進計画」の改訂について、諮問させていただきます。

標記について、貴審議会の意見を求めます。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条において、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっています。

本市では、そのことを受け、平成30年3月に「泉佐野市人権教育推進計画」を策定し、人権教育をあらゆる機会に、あらゆる人びとを対象に実施し、人権尊重、人権擁護を当たり前の習慣・文化として定着させることを基本理念として人権教育及び人権啓発に取り組んできました。

今般、本計画の策定から4年余りが経過し人権をめぐる状況も大きく変化しています。また、令和3年度に実施しました「泉佐野市民の人権に関する意識調査結果」によると、今なお部落

差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、LGBTQ等性的少数者等の様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネット上での人権侵害、新型コロナウイルス感染症による人権問題等の新たな人権課題が存在しています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻による人権侵害が起こっています。

このような状況のなか「泉佐野市人権教育推進計画」の改訂について貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願ひします。

(千代松市長は、中藤会長へ2件の諮問書を手交し次の公務のため退席)

5. 議案

(事務局、中藤会長に議事を一任。)

中藤 辰洋 会長

ただいま、市長より2つの諮問をいただきました。市長の挨拶にもありました通り、今後の泉佐野市の人権施策を推進していく上で根幹となる重要事項です。委員の皆様より積極的なご意見をいただき答申としてまとめていきたいと思ひているので、よろしくお願ひします。

(1)「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例の改正」について

事務局

(①泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例の改正に向けたコメントについて【資料1】、②「部落差別推進解消法」後の人権条例制定・改定一覧について【資料2】、③泉佐野市民の人権に関する意識調査の分析について【資料3】、④条例改正に向けた今後のスケジュール(案)について【資料4】を一括して説明。)

中藤 辰洋 会長

事務局より資料に関し説明をいただきました。今後、条例の改正内容について具体的に審議してまいります。まず本日は差別撤廃条例に対する思ひや、改正に対するご意見からお伺ひしていきたいです。〇〇委員、お願ひいたします。

委員

友永先生が1993年以降の人権条例の状況をまとめてくださっています。「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」については、1992年12月1日に条例制定をめざす会を発足しました。会には、泉佐野市のあらゆる各種団体、市議会にも参加いただきました。発足当日は、会場である市民会館がいっぱいになり、立見席ができるほどの人が結集しました。当時は「人権を守る市民の会」の山瀬秀次郎先生に会長をしていただき、私は事務局でした。市民会館がいっぱいになるのは、人権に関係することでは初めてでした。提案事項として条例案等のしっかりとした形はありませんでしたが、日本国憲法や世界人権宣言を基本理念とし、あらゆる差別をなくす条例を作るという趣旨で集会を開きました。1993年には関西国際空港が開港することもあり、泉佐野市は外国からの玄関口として人権都市や人権国際都市をめざしており、全国で初めての人権条例を制定する機運が高かったのです。

条例の制定のために色々な活動を行いました。当時では珍しく駅までパレードをやったり、横断幕をかけて市民にアピールをしたりしました。また、署名を集めようということになり、

市民全体に署名活動を行いました。1992年12月1日に発足し、翌年9月に議会で条例が制定されたので、その間わずか9ヶ月間の活動でしたが、3ヶ月も経たないうちに8,848名の署名が集まりました。人権に係る事項で署名が短期間で集まるのは大変なことで、市民の意気込みの強さを感じました。当時の状況を知っている委員もたくさんいらっしゃると思いますが、こうして日本で初めて人権条例ができました。そのような思いがずっとあり、事務局から改正案の話が出た時、ここまで頑張って作成した条例なのにどうして改正を行うのかという気持ちもありましたが、人権三法が施行され、新型コロナウイルス感染症まん延以前から関西国際空港の利用も増えてきており、当時の思いを汲み継承していくためにも新しい条例の制定を進めていければと思っています。

中藤 辰洋 会長

関連して、〇〇委員より意見をお願いいたします。

委員

〇〇委員の話を「あんなこともありましたね」という気持ちで聞いていました。私は当時28歳でした。最初は「部落差別撤廃条例」という名称で提案する取組として始まりましたが、議会関係者や様々な立場の方等から「あらゆる」という言葉を入れてほしいとの要望があり、結果的にそれが今の時代にうまく当てはまりました。残念ながら現在でも日本国内では人権三法を作らなければならない状況が続いています。

大阪府には47の部落があり、府で初めて条例を制定したのが泉佐野市です。府内の市町村や部落解放同盟では、泉佐野市が今の時代に合わせてどのように条例をバージョンアップするのかが関心事となっています。

本日の資料に、友永先生による市民意識調査の分析結果があります。以前若い学校の先生と話した時、部落について聞いたことがない・知らないとおっしゃった方がいました。それほど現在は接点がない状況になっています。分析で部落差別への関心に関わるポイントが減っているのは、2002年に同和対策特別措置法がなくなってから、人権教育や同和教育等を通じた部落との関わりが希薄になっているということではないでしょうか。

【資料1】の3頁に、条例の改正に当たって検討すべき事項があげられていますが、今後の審議会ではこの検討事項を踏まえて議論をしたいです。1つ目の「相談に対する規定が欠落している」に関連して、泉佐野市では指定管理者制度を利用し民間団体に公共施設の運営をお願いしています。公共施設を運営する中で、民間団体も人権について勉強したり工夫したりしていると思いますが、そのような相談の工夫について、泉佐野市としてしっかりした方針を持ち、共通した相談対応の仕組みづくりが大事になってくると思います。例えば、市行政に部落に関する問い合わせの電話が来る等の事案が起きた時に、職員が的確に対応してその人を啓発できるのでしょうか。相談というのは最終的に解決が必要なので、審議会ですっかり議論し、地方公共団体の職員が共通した相談対応を行える仕組みを作っていくことが重要です。

条例をバージョンアップして、今の時代や人権三法に合った体制づくりを行うとなると、友永先生の指摘事項を中心とした議論になると思います。委員の皆様にもしっかり意見を出していただき、大阪で初めてできた条例が30年目で素晴らしい内容になったと言われるようにしたいです。

中藤 辰洋 会長

ありがとうございます。関連して、〇〇委員からもお願いいたします。

委員

2年前の3月議会で、市長の施政方針において「今の時代に合った条例改正に向けて取り組む」とうたっていました。そのために審議会からの答申をいただきたく、また団体との調整も必要になってくるので、段階を踏んで進めていきたいという答弁がありました。〇〇委員や〇〇委員がお話しされていたような、大阪のナンバー1になったという当時の思いを自分自身は経験していないのですが、とても素晴らしく、誇りに思います。一方で、私が運動に関わったのは同和対策が終わる数年前でしたので、それから20年経ち、条例があることでどう暮らしに活かされているのかが自分たちや若者に伝わりにくいと思っています。市民意識調査の結果をみても、条例を全く知らない若い世代もいます。市民の会でも、府で最初にできた条例が暮らしにどう活かされているかを伝えるのは正直苦しいところがあります。

現在でも色々な差別事象があり、子どもに関連した痛ましい事件もある中で、改正すべき点の中でどのような取組ができるのだろうかと感じます。自分としては、差別は犯罪であるのになぜ裁かれないのかという思いもありますが、せつかく条例を改正するのであれば、一步踏み込んで、被害者を救済するためにどのような取組ができるのか等についても盛り込んだ内容にしてほしいです。

中藤 辰洋 会長

当時運動に関わった方にお話を伺いました。他に改正に関して思いや意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

泉佐野市の人権条例がナンバー1ということを知り驚きました。「あらゆる差別」という名称がついていることに価値を感じます。人権連絡会は、就職の機会均等を保障するために1981年に77事業所が参集して設立した組織です。現在では、泉佐野市・熊取町・田尻町の159事業所に加盟いただき、従業員数の合計は20,000名となっています。

泉佐野市における条例を現在の実情に即したよりよいものに改定することは、設立から40年以上経った連絡会としても、多様性を認める職場づくりにつながると思いました。バージョンアップに期待しています。

委員

熱のある話を聞いて感動しましたが、当時を知る方が高齢化していることも事実です。その中で、泉佐野市の歴史を子どもに伝えることが一番大事だと感じました。子どもは柔軟な気持ちがあるので、市の歴史や条例について学校でもしっかりと伝えられる時間があるとうよいと思います。

私は女性センターや審議会に長い間関わってきました。その中で様々な意見に触れましたが、その度に男女共同参画はあらゆる差別に関係するという話をずっと話してきました。また部

落差別に関わっていると、女性差別に加え何重にも差別されてきた方が何人もいらっしゃいます。

先ほども指摘されていましたが、様々な方が来られる窓口業務が民営化されているため、市と統一した認識や人権の研修は必要不可欠です。新しい人権問題も様々ありますが、特にインターネットは子どもにとっても問題となっているので、是非入れてほしいです。

委員

改正までの間に、再度、熱い気概を伝えていきたいです。条例制定までの経緯に触れられる機会を設けてほしいです。当時の熱い思いの中で、府で最初の条例ができたからこそ、未来につないでいくことができるのだと思います。

また、「改正」「改定」「改訂」のいずれかに言葉を統一してほしいです。改正という言葉は、既にあるものを正しくするように感じられてしまうので、先ほどからの思いを「正す」とも捉えられかねません。「改定」がよいのではないのでしょうか。

中藤 辰洋 会長

条例に対して「改正」は一般的に使いますが、事務局で一度調べてもらいます。他にご質問はありますか。

委員

市民意識調査の分析について、市長は報告書の「はじめに」の下から6行目で「今後、市長の付属機関である部落差別撤廃人権擁護審議会のご意見を聴きながら分析を深め、人権施策をより効果的に進めるための基礎資料として活用してまいります。」と書いていますが、一方で友永先生の分析もあります。その整合はどう取るのでしょうか。審議会としての意見を市長は求めているのではないのでしょうか。友永先生にも丁寧に分析をいただいています、審議会の見解も出すべきだと思います。

事務局

事務局で分析するのは難しいため、今回は友永先生に分析をしていただきました。諮問の通り、審議会でも様々なご意見を出していただきたいです。友永先生の分析が全てではないので、委員の皆様からのご意見も踏まえて、よりよいものをつくりたいと考えています。

中藤 辰洋 会長

昨年度の審議会で報告書が完成した際に、事務局から報告はいただきましたが、中身の分析も必要であるという意見が委員から出たため、友永先生にお願いすることになりました。あくまで友永先生の分析なので、審議会でも分析を行うということでご理解いただければと思います。

次回、本日いただいた意見も含め、どのように改正していくかについて議論を深めていきたいと思います。

次に、「(2) 泉佐野市人権教育推進計画の改訂」について、事務局より説明をお願いいたします。

(2)「泉佐野市人権教育推進計画の改訂」について

事務局

(①泉佐野市人権教育推進計画改訂の進め方について【資料5】、②泉佐野市人権教育推進計画点検票について【資料6】を一括して説明。)

中藤 辰洋 会長

ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

中藤 辰洋 会長

計画策定の途中経過は共有いただけますか。

事務局

都度、審議会で報告を行います。

委員

人権教育推進計画はどこで作るのでしょうか。

事務局

市と委託先で作成します。

委員

市の教育委員会とは連携しないのでしょうか。

事務局

全庁的に各課に対し今までの課題と進捗状況を確認するとともに、新たに出てきた人権問題をあげていただき、事務局で集計を行い、最終的に委託業者にまとめてもらいます。あくまでも考えるのは各課の現職員です。もちろん教育委員会にも意見を諮ります。

また、【資料6】の取組内容に担当課を書きしており、ここから意見を集約していきます。

山中委員：人権に関わる部局だけに意見を求めているのでしょうか。

事務局

様々な課に関わる問題については、「各担当課」という書き方をしていますが、すべての課にまたがって意見を求めています。これは男女共同参画計画等、他の計画でも同じです。

委員

あらゆる人権問題に対し、全庁的に関心を持って意見を出すということでしょうか。

事務局

全庁で共有している「人権の視点のチェックポイント」を活用しながら点検し、新たに気付いたところを課題としてあげていただく流れとなっています。

中藤 辰洋 会長

他に意見がないようですので、次の「(3) その他」に移ります。

(3) その他

中藤 辰洋 会長

何か意見はありますか。

委員

新型コロナウイルス感染症まん延以降、子どもと高齢者の人権が侵害され続けています。子どもも高齢者もあまり外へ出るなどと言われるためです。特に一人暮らしの高齢者は閉じ込められているに等しく、これは人権問題です。そのような人たちのための居場所を地域に作ってほしいです。同様に子どもたちも外出を制限される状況になっています。特に一人暮らしの高齢者は子どもが遊びに来なくなり、孤立するとうつ状態になり認知症になってしまいます。5年前から（市民の会では居場所づくりを）行っていますが、5、6月に緊急事態宣言が出た時にお休みした際、（参加者の）認知症が急激に進んでしまいました。そこで7月からまた再開すると、症状は元に戻っていきました。子どもや高齢者に外に出るなど言うだけではなく、どのように動かすかを各地域で考える必要があります。出るなどと言われるだけでは人間はだめになります。特に高齢者は早く、1ヶ月で変わってしまいます。話す場を作れば、認知症が進んでいると思われる人でも症状がよくなります。そのような居場所を市や各地域で作ってほしいです。

中藤 辰洋 会長

大事な話ですが、審議会で具体的に進めるのは難しいかもしれません。

事務局

子育て支援課や教育委員会、地域共生推進課に対し、審議会でこのような意見が出たということをお伝えします。

中藤 辰洋 会長

次回の委員会は11月開催予定です。本日はありがとうございました。

6. 閉会